

○国家戦略特別区域法の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて（平成26年4月1日付け国道利第38号道路局路政課長通達）

最終改正：平成28年3月30日付け国道利第44号

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）が平成25年12月13日に公布され、また、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「政令」という。）が平成26年3月28日に公布され、平成26年4月1日から施行されることとなった。

法においては、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用の許可に当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）第33条第1項に規定する無余地性の基準の適用を除外することができることとする許可基準の特例が創設された。

このうち、法第17条に規定する道路の占用の許可基準の特例（以下「占用特例」という。）の運用については別紙1「国家戦略特別区域法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について」のとおりとし、政令第19条に列挙された工作物、物件又は施設（以下「国家戦略工作物等」という。）ごとの占用特例を活用する場合の占用許可基準等は別紙2「占用特例を適用する際の占用許可基準等について」のとおりとする。

法に係る占用の許可に当たっては、別紙1及び別紙2の事項に十分留意し、その運用に遺憾のないようにされたい。また、占用特例にあつては国家戦略工作物等が占用されることにより生ずる産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する効果及び道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する効果並びに占用主体の行う道路交通環境の維持向上を図るための措置を併せて考えると、国家戦略工作物等が道路区域に設置されることが望ましいといえる場合があることから、厳格な手続を定めた上で無余地性の基準を除外したものであり、占用特例の対象とならない場合の占用については、無余地性の基準、道路構造又は道路交通への支障等を十分に検討し、従前のとおり適切に対応されたい。

なお、本通達の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

本取扱いの実施状況を把握するため、本取扱いに係る道路法第32条第2項に基づく道路管理者に対する申請があつた場合には、平成27年3月31日までの間、本省道路局路政課へ報告願いたい。

国家戦略特別区域法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について

1 概要

占用特例の運用手続の概要は、次のとおりである。

(1) 国家戦略特別区域基本方針の策定（法第5条）

政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととされており、内閣総理大臣が国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて案を作成し、閣議で決定することとされている。

(2) 区域方針の決定（法第6条）

内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴いて、国家戦略特別区域ごとに、基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）を定めることとされている。

(3) 国家戦略特別区域計画の認定等（法第7条から第9条）

国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び内閣総理大臣が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する特定事業（規制の特例措置を受ける事業等をいう。以下同じ。）実施する者として選定した者は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域会議を組織するとともに、基本方針及び区域方針に即して、国家戦略特別区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することとされている。

また、国家戦略特別区域計画には、国家戦略特別区域の名称や特定事業の内容及び実施主体に関する事項、当該特定事業ごとの道路法等の規制の特例措置の内容等を定めるものとされており、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び特定事業実施者の合意により作成し、関係行政機関の長の同意を得て内閣総理大臣が認定することとされている。

(4) 道路法の特例措置（法第17条）

国家戦略特別区域会議が、国家戦略道路占用事業（国家戦略特別区域内において、道路法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる施設、工作物又は物件のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同法第32条第1項又は第3項の許可に係るものを促進する事業をいう。）を定めた国家戦略特別区域計画について、上記（3）の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域計画に定められた国家戦略道路占用事業に係る施設等を設ける

道路の区域の道路管理者は、同法第33条第1項の規定にかかわらず、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等のための道路の占用（同法第32条第2項第1号に規定する道路の占用をいい、同法第33条第2項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第32条第1項又は第3項の許可を与えることができることとされている。

① 「道路法第33条第1項の政令」で定める基準に適合するものであること。

② その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

なお、この場合において、国家戦略特別区域計画には、国家戦略道路占用事業に係る施設等の種類ごとに当該施設等を設ける道路の区域を定めることとされている。また、国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域計画に国家戦略道路占用事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略特別区域計画に定めようとする道路の区域を管轄する都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならないこととされている。

2 道路占用許可手続（道路法第32条及び法第17条第4項）

申請者から占用許可申請書を受ける際には、必ず、申請書に法第17条第1項の措置を記載した書面を求めること。

なお、占用許可と併せて、必要に応じ、道路使用許可の権限を持つ警察署長の許可を得なければ道路区域内に物件を置くことができないことを踏まえ、道路法第32条第5項の規定に基づき、警察署長に対し協議を行うこと。

また、道路占用の許可を行う場合には、一般的な許可条件に加え、次の点を十分考慮し条件を付すること。

- (1) 占用主体より申請時に添付された法第17条第1項の措置の履行を担保すること。
- (2) 占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- (3) 国家戦略特別区域計画の変更又は廃止若しくは、占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いを明確にすること。

3 道路占用の終了及び原状回復（道路法第40条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占用が廃止された場合であって、引き続き占用特例を用いた物件の設置を認める場合には、改めて記2の手続を行うこと。この場合において、それまでの占用主体とは異なる者が占用することとなった場合、従来の占用主体に対し原状回復方法や物件の引き継ぎ等必要な指示を行うこと。

占用特例を適用する際の占用許可基準等について

第一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

1 方針

広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（以下、「景観形成広告塔等」という。）を占用特例の対象とすることとしたのは、景観形成広告塔等が道路区域内に設置されることで産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があるためである。

このため、景観形成広告塔等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号）別紙「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」第4(2)及び(3)イ（高架構造（横断歩道橋を含む。）に限る）、第5、第6(2)後段及び(3)（反射材料式に係る部分を除く。）、第7(3)及び(4)の規定については適用しない。

- (1) 法第17条第2項に規定する区域内に設けられるものであること。
- (2) 景観形成広告塔等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による法第17条第1項に規定する道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

景観形成広告塔等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（政令第6条第1号）

景観形成広告塔等は、植樹帯、地下歩道の壁面、上空通路の内壁等に設置されることを想定しているところであり、景観形成広告塔等の地面に接する部分は車道以外の道路の部分にあることとする。車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

また、道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に景観形成広告塔等を設ける場合には道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

なお、政令に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上（交差点付近を除く。）や植樹帯の間等、当該箇所に設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

- (2) 原則として交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第10条第1号ハ）

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。(道路法施行令第10条第1号ロ)

景観形成広告塔等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

- (4) 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること。
- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

3 構造

景観形成広告塔等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
- 景観形成広告塔等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、景観形成広告塔等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであるとともに、音声を用いたものではないこと。

- (2) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。
- 景観形成広告塔等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

- (3) 広告塔又は看板の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。(政令第6条第2号)

景観形成広告塔等の表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。

- (4) 景観形成広告塔等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

- (5) 広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4 占用主体

景観形成広告塔等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び広告塔等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

5 占用の許可の条件

景観形成広告塔等の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 景観形成広告塔等又は掲載された広告物の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置

を行うこと。特に強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

- (2) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

第二 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

1 方針

標識又はベンチ等（政令第19条第2号に掲げる工作物をいう。以下同じ。）を占用特例の対象とすることとしたのは、標識又はベンチ等が道路区域内に設置されることで、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があるためである。

このため、占用特例の対象となる標識又はベンチ等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合において、標識又はベンチ等のうち標識にあつては「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号）別紙「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」第4(2)、(3)イ及びへ（橋（長さ20m以下のものを除く。）及びトンネル前後それぞれ10mの区域内に限る。）、第5、第6(2)後段及び(3)（反射材料式に係る部分を除く。）並びに第7(3)及び(4)、ベンチ等については「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」（平成6年6月30日付け建設省道政発第32号）記I 2(2)、4(1)、II 2(2)、3(4)、4(1)及び5の規定については適用しない。

- (1) 法第17条第2項に規定する区域内に設けられるものであること。
- (2) 標識又はベンチ等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による法第17条第1項に規定する道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

標識又はベンチ等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（政令第6条第1号）

標識又はベンチ等は、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

また、道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に標識又はベンチ等を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

なお、政令に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上（交差点付近を除く。）や植樹帯の間等、当該箇所を設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

- (2) 原則として交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令第10条第1号ハ）

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。(道路法施行令第10条第1号ロ)

標識又はベンチ等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

- (4) 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること。
- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

3 構造

標識又はベンチ等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
標識又はベンチ等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。
また、標識又はベンチ等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであること。
- (2) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。
標識又はベンチ等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。
- (3) 標識又はベンチ等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (4) 標識又はベンチ等の維持等作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4 占用主体

標識又はベンチ等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、標識又はベンチ等の設置等により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。

また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

5 占用許可の条件

標識又はベンチ等の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 標識又はベンチ等の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- (2) 標識又はベンチ等の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

第三 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

1 方針

食事施設等（道路法施行令第7条第8号に掲げる施設をいう。以下同じ。）を占用特例の対象とすることとしたのは、食事施設等が道路区域内に設置されることで産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があるためである。

このため、占用特例の対象となる食事施設等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日付け国道利発第20号）別紙「食事施設等の占用許可基準等について」中2(1)、5及び7(3)の規定については適用しない。

- (1) 法第17条第2項に規定する区域内に設けられるものであること。
- (2) 食事施設等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による法第17条第1項に規定する道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

占用許可を受けて設置される上空通路、地下通路等は、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するものであるが、これらの通路等に食事施設等を設置する旨の国家戦略特別区域計画が策定されることもあり得るところである。この場合には、これらの通路等の設置目的を害さない箇所で、かつ、当該通路等の占用者が構造上安全と認めた箇所であれば、占用許可を行って差し支えない。ただし、建設基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の規制に抵触しないことを当該通路等の占用者に疎明させること。

なお、食事施設等を通路等の内部に占用させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占用することまで認めるものではない。

3 占用主体

食事施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び食事施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

第四 道路法施行令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

1 方針

自転車駐車器具（道路法施行令第11条の9第1項で規定する自転車駐車器具をいう。以下同じ。）で自転車を賃貸する事業の用に供するものを占用特例の対象とすることとしたのは、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものが道路区域内に設置されることで産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があるためである。

このため、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものは次のいずれに

も該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日付け国道利第31号）別紙「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」1及び2の規定については適用しない。

- (1) 法第17条第2項に規定する区域内に設けられるものであること。
- (2) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による法第17条第1項に規定する道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。
- (3) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものにおいて提供されるサービスが広く一般の用に供するものであり、特定の者にのみサービスを提供するものではないこと。

2 占用の場所、構造、占用許可の条件

自転車駐車器具の構造は、自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

3 占用主体

自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び自転車駐車器具の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

第五 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物、露店、商品置場その他これらに類する施設、看板、標識、旗ざお、幕及びアーチで、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

1 方針

広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物、露店、商品置場その他これらに類する施設、看板、標識、旗ざお、幕及びアーチで、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（以下「イベント施設」という。）を占用特例の対象とすることとしたのは、イベント施設が道路区域内に設置されることで産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があるためである。

このため、イベント施設は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合において、イベント施設のうち広告塔、看板、旗ざお、幕及びアーチにあっては「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号）別紙「指定区間内の一般国道における路上広告物

等の占用許可基準」第4(2)及び(3)イ(高架構造(横断歩道橋を含む。))に限る。)及びへ(橋(長さ20m以下のものを除く。))及びトンネル前後それぞれ10mの区域内に限る。)、第5、第6(2)後段及び(3)(反射材料式に係る部分を除く。)、第7(3)及び(4)の規定については適用しない。また、イベント施設のうち標識にあつては第4(2)、(3)イ及びへ(橋(長さ20m以下のものを除く。))及びトンネル前後それぞれ10mの区域内に限る。)、第5、第6(2)後段及び(3)(反射材料式に係る部分を除く。)、第7(3)及び(4)の規定については適用しない。

なお、イベント施設のうち、ベンチ、街灯に係る占用の場所、構造、占用主体及び占用許可の条件については、第二2～5を準用する。

- (1) 法第17条第2項に規定する区域内に設けられるものであること。
- (2) イベント施設の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による法第17条第1項に規定する道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。
- (3) イベント施設のうち露店、商品置場その他これらに類する施設(以下「露店等」という。)は、広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

2 占用の場所

イベント施設の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。(政令第6条第1号)

イベント施設は、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

また、道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道にイベント施設を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

なお、政令に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上(交差点付近を除く。)や植樹帯の間等、当該箇所を設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

- (2) 原則として交差点等の地上に設けないこと。(道路法施行令第10条第1号ハ)

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。(道路法施行令第10条第1号ロ)

イベント施設を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

- (4) 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること。
- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

- (6) 占有許可を受けて設置される上空通路、地下通路等は、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するものであるが、これらの通路等に露店等を設置する旨の国家戦略特別区域計画が策定されることもあり得るところである。この場合には、これらの通路等の設置目的を害さない箇所で、かつ、当該通路等の占有者が構造上安全と認めた箇所であれば、占有許可を行って差し支えない。ただし、建設基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占有者に疎明させること。

なお、露店等を通路等の内部に占有させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占有することまで認めるものではない。

3 構造

イベント施設の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

イベント施設の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、イベント施設の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであること。

- (2) イベント施設は倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること（道路法施行令第12条第1号イ）

次に掲げる事項に該当する露店等の占有は、許可しないものとする。

ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）

イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

- (3) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

イベント施設の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

- (4) イベント施設のうち広告塔、看板、旗ざお、幕及びアーチ（以下「広告塔等」という。）の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。（政令第6条第2号）

広告塔等の表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。

- (5) 広告塔等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

- (6) 広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること

4 占有主体

イベント施設の占有は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占有物件の管理及びイベント施設の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等

が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

5 占用の許可の条件

イベント施設の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 露店等の設置により、多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通又は構造に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。
- (2) イベント施設又は掲載された広告物の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。特に強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。
- (3) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

6 その他

- (1) 露店等においては、公序良俗に反し、社会通念上不適當と認められるものを売買し、又はサービス提供するものではないこと。
- (2) 夜間や強風時には屋内に収納されるなど、いたずらや強風により占用許可を受けた区域以外に当該施設を構成する物件、商品等が散乱することのないよう、適切な管理がなされるものであること。